

法人経営に係る新規作成規程一覧

(現時点で作成済みの規程)

2026/5/12時点

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
会員に関わりのある規程						
1	組織・ガバナンス	日本学術会議における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	会長決定	—	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	会員、連携会員及び職員は、本規程に基づき、障害者に対して差別的な取扱いを行わないことや一定の配慮（合理的配慮）を行うことが求められる。
2	財務・会計	日本学術会議旅費規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	—	役員、会員、連携会員、職員等は、本規程に基づき旅費が支給される。支給の基準等については、現在の内容と同様となっている。
役員に役割のある規程						
3	文書管理	日本学術会議法人文書管理規程	会長決定	—	公文書等の管理に関する法律第13条第1項	文書の紛失等の事案発生があった場合には、会長に報告することとしている。
4	文書管理	日本学術会議公印規程	会長決定	—	—	新たに公印を作成する場合は会長の承認を得ることとしている。
5	情報管理	日本学術会議情報公開規程	会長決定	—	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	審査請求があった場合には、会長に報告することとしている。
6	情報管理	日本学術会議の保有する法人文書に係る個人情報管理規程	会長決定	—	個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	漏えい等の事案発生及び審査請求があった場合には、会長に報告することとしている。
7	財務・会計	日本学術会議固定資産等管理規程	会長決定	—	—	役員及び職員は、固定資産等の管理、使用に関して、善管注意義務等が課せられる。
8	労務	日本学術会議職員就業規則	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員に対し労働条件の明示、辞職の承認等を行う。
9	労務	日本学術会議非常勤職員就業規則	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員に対し労働条件の明示、辞職の承認等を行う。
10	労務	日本学術会議職員勤務時間管理に関する取扱規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	—	会長は、管理責任者として事務局長の勤務時間及び休暇等の承認を行う。
11	労務	日本学術会議上席学術調査員及び学術調査員に関する取扱規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員の採用決定、給与決定等を行う。
12	労務	日本学術会議期間業務職員及び事務補助員給与規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	準用通則法第50条の10第2項	会長は、職員の給与決定等を行う。

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
13	労務	日本学術会議安全衛生管理規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、衛生管理者及び産業医選任報告の労働基準監督署への報告が必要	労働安全衛生法第3条	会長は、役職員の安全衛生管理の業務を総括し、衛生管理者を指名する。
14	人事	日本学術会議職員人事規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員の採用、配置、昇任、降任等の決定を行う。
15	人事	日本学術会議人事評価規程	会長決定	—	—	会長は、事務局長の人事評価、次長の人事評価の確認を行う。
16	人事	日本学術会議旧姓使用取扱規程	会長決定	—	—	会長は、旧姓使用の申し出に対する通知等を発出する。
17	服務	日本学術会議職員育児・介護休業等規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	会長は、育児休業及び介護休業等を取得する職員に対し、取扱通知書等を発出する。
18	服務	日本学術会議非常勤職員育児・介護休業等規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	会長は、育児休業及び介護休業等を取得する職員に対し、取扱通知書等を発出する。
19	服務	日本学術会議配偶者同行休業規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員の配偶者同行休業申請等の承認を行う。
20	服務	日本学術会議自己啓発等休業規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員の自己啓発等休業申請等の承認を行う。
21	服務	日本学術会議職員兼業規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、職員の兼業許可申請に対し、承認を行う。
22	服務	日本学術会議職員懲戒手続規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、懲戒審査委員会からの報告に基づき、職員の懲戒処分を行う。副会長（会長代理）は、懲戒審査委員会の委員長として、委員会の運営を総理する。
その他の規程						
23	情報管理	日本学術会議における情報公開法に基づく開示決定等に係る審査基準	会長決定	—	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	—
24	情報管理	日本学術会議における個人情報の保護に関する法律に基づく開示決定等に係る審査基準	会長決定	—	個人情報の保護に関する法律	—
25	情報管理	特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する基本方針	会長決定	—	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	—
26	労務	日本学術会議健康情報取扱規程	会長決定	—	労働安全衛生法第104条	—
27	人事	日本学術会議研修規程	会長決定	—	—	—

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
28	人事	特定任期付専門員選考委員会設置規程	会長決定	-	-	-

(今後作成予定の規程)

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
会員に関わりのある規程						
1	組織・ガバナンス	日本学術会議内部統制等規程	会長決定	—	準用通則法第28条第2項において、業務方法書に「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」(内部統制に関する事項)を記載することとされていることされており、規程の整備が必要。	会員及び職員を対象とした内部統制事項(公益通報、リスク管理等等)について規定しているほか、体制について以下のとおりとしている。 ・役員会構成員を構成員とする内部統制委員会を設置 ・会長を内部統制に係る最高責任者として位置づけ ・組織運営を担当する副会長を内部統制に係る統括責任者として位置づけ
2	組織・ガバナンス	日本学術会議監事監査規程	会長決定	—	同上	監事監査の実施に関連して、会員や職員の監査への協力等についても規定している。
3	労務	日本学術会議会員等手当支給規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	会員等に支給する手当額を定める。
役員に役割のある規程						
4	文書管理	日本学術会議法人文書取扱規程	会長決定	—	—	会長名等の文書を事務局内の決裁で発出できるように規定している。
5	財務・会計	日本学術会議会計規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第49条	会長は、財務及び会計に関する責任者となっている。
6	財務・会計	日本学術会議寄附金等受入規程	会長決定	—	—	寄附金等の受入れについて、役員会又は役員会が別に定める委員会で決定することとしている。
7	財務・会計	日本学術会議業務受託に関する規程	会長決定	—	—	業務の受託の有無について、役員会又は役員会が別に定める委員会で決定することとしている。
8	労務	日本学術会議役員報酬規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	役員の報酬の種類、俸給、手当支給規程等を定める。
9	労務	日本学術会議職員給与規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の10第2項	会長は、職員の俸給等の決定を行う。
10	労務	日本学術会議役員退職手当支給規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	役員退職手当支給の基準を定める。 会長は、退職手当の支給、支給制限及び支払の差止め決定を行う。
11	労務	日本学術会議職員退職手当支給規程	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の10第2項	会長は、職員の退職手当の支給、支給制限及び支払いの差止め決定を行う。
12	サービス	日本学術会議職員表彰規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、被表彰者を決定する。副会長(会長代理)は、表彰審査委員会の委員長として、委員会の運営を総理する。

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
13	サービス	日本学術会議職員倫理規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	国家公務員倫理法第42条第1項	組織の長の責務として、会長の責務（倫理保持のための体制整備、違反行為があった場合の厳正対応等）を定めている。
14	サービス	日本学術会議役員証・職員証取扱規程	会長決定	—	—	役員及び職員に対し、身分証を交付する。
その他の規程						
15	組織・ガバナンス	業務方法書	内閣総理大臣認可	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣の認可が必要	準用通則法第28条	—
16	組織・ガバナンス	事務局組織規程	会長決定	—	—	—
17	サービス	日本学術会議ハラスメントの防止等に関する規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第9条第3項、第11条及び第11条の3、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第25条	(調整中)

※準用通則法…日本学術会議法第52条に定める規定により準用する独立行政法人通則法